

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

法令 1 / 5

受験番号	
------	--

問 1 衛生管理者の選任に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 常時使用する労働者の数が50人の製造業の事業場において、衛生工学衛生管理者免許を有する者1人を衛生管理者として選任した。
- 2 衛生管理者を選任すべき事由が発生したので、その日から、14日以内に選任した。
- 3 常時使用する労働者の数が50人の製造業の事業場において、第2種衛生管理者免許を有する者1人を衛生管理者として選任した。
- 4 常時使用する労働者の数が500人を超え1000人以下の事業場において、3人の衛生管理者のうち、1人を事業場に専属でない労働衛生コンサルタントのうちから選任した。
- 5 常時使用する労働者の数が1000人を超え2000人以下の事業場において、4人の衛生管理者のうち、1人を専任の衛生管理者として選任した。

問 2 労働安全衛生法に定める衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 工業的業種に属する事業場においては、常時50人以上の労働者を使用する場合に、非工業的業種に属する事業場においては常時100人以上の労働者を使用する場合に、それぞれ衛生委員会を設けなければならない。
- 2 作業環境測定基準に従って行わなければならない作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関することは、衛生委員会における付議事項とされている。
- 3 衛生委員会の議長は、原則として、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者となるものとされている。
- 4 衛生委員会は、毎月1回以上開催するようしなければならない。
- 5 衛生委員会における議事で重要なものについては、記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

問 3 労働安全衛生規則に基づく健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、法令で定める健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、定期健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、その健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から3月以内に医師の意見を聴かななければならない。
- 4 事業者は、雇入時の健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、定期健康診断を受けた労働者のうち、無所見の者を除き、再検査を必要とする者及び異常の所見があると診断された者に対し、遅滞なく、健康診断結果の通知を行わなければならない。

問 4 労働安全衛生法に定める特別教育に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に労働者を就かせるときは、その者に対し、特別教育を行わなければならない。
- 2 特別教育の講師は、法令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。
- 3 特別教育を行ったときは、その受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存しておかななければならない。
- 4 特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その科目についての特別教育を省略することができる。
- 5 石綿等が使用されている建築物の解体の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、その者に対し、特別教育を行わなければならない。

問 5 作業環境測定を行うべき作業場に係る測定対象①、法定の測定頻度②及び測定に関する記録の法定の保存期間③の組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

	①	②	③
1	空気中の鉱物性粉じんの濃度	6 月以内 ごとに 1 回	3 年
2	空気中の鉛の濃度	1 年以内 ごとに 1 回	3 年
3	空気中の有機溶剤の濃度	6 月以内 ごとに 1 回	3 年
4	空気中の放射性物質の濃度	1 月以内 ごとに 1 回	5 年
5	等価騒音レベル	6 月以内 ごとに 1 回	3 年

問 6 次の機械等のうち、厚生労働大臣の定める規格を具備していなければならない機械等に該当しないものはどれか。

- 1 工業用の特定エックス線装置
- 2 ろ過材及び面体を有する防じんマスク
- 3 送気マスク
- 4 チェーンソー(排気量が 40 cm³ 以上の内燃機関を内蔵するもの)
- 5 有機ガス用防毒マスク

問 7 労働安全衛生法により規制されている次の化学物質のうち、その製造について厚生労働大臣の許可が必要なものはどれか。

- 1 塩化ビニル
- 2 クロム酸及びその塩
- 3 ベンゼン
- 4 ホスゲン
- 5 ベリリウム化合物

問 8 労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者に対する措置に関する次の文中の 内に入れる①から④の数字又は語句の組合せとして、法令上、正しいものは下のうちどれか。

「事業者は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり ① 時間を超え、かつ、 ② が認められる労働者から申出があったときは、医師による ③ を行わなければならない。」

	①	②	③
1	100	継続的な深夜労働	特殊健康診断
2	100	疲労の蓄積	面接指導
3	120	継続的な深夜労働	特殊健康診断
4	120	メンタルヘルスの不調	メンタルヘルスクア
5	120	疲労の蓄積	面接指導

問 9 法令により義務付けられている次の作業環境測定のうち、作業環境測定士が実施しなければならないものはどれか。

- 1 常時特定粉じん作業を行う屋内作業場における空気中の粉じん濃度の測定
- 2 エックス線装置を設置している放射線装置室におけるエックス線の線量当量率の測定
- 3 第2種酸素欠乏危険作業が行われる作業場における空気中の硫化水素濃度の測定
- 4 著しい騒音を発する屋内作業場における等価騒音レベルの測定
- 5 溶融金属の運搬を行うなどの暑熱な屋内作業場における気温の測定

問 10 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関は、作業環境測定を行ったときは、その作業環境測定に関し法令で定める事項を記載した書類を作成し、3年間保存しなければならない。
- 2 作業環境測定機関でない者は、作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 3 2以上の都道府県に事務所を設けて作業環境測定機関になろうとする者は、厚生労働大臣に登録申請書を提出し、作業環境測定機関名簿に登録を受けなければならない。
- 4 作業環境測定機関は、指定作業場の作業環境測定依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その作業環境測定を行わなければならない。
- 5 都道府県労働局長の登録を受けている作業環境測定機関は、その都道府県に所在する事業場以外の事業場の委託を受けて作業環境測定を行うことはできない。

問 11 作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 ろ過捕集方法に用いるろ過材は、 $0.3\mu\text{m}$ の粒子を95%以上捕集する性能を有するものでなければならない。
- 2 ろ過捕集方法による鉱物の粉じんの濃度の測定のための一つの測定点における試料空気の採取時間は、10分以上の継続した時間とする。
- 3 特定化学物質のうち、アクリロニトリル、塩化ビニル等9物質の空気中の濃度の測定は、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのないときは、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。
- 4 屋内作業場における等価騒音レベルの測定についての測定点は、原則として、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50cm以上150cm以下の位置としなければならない。
- 5 石綿を取り扱う屋内作業場における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。

問 12 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 連続する2作業日について作業環境測定を行った場合の評価は、それぞれの日についてのA測定の測定値に基づいて求めた幾何標準偏差のうち、大きい値を用いて行う。
- 2 2種類以上の有機溶剤を含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、定められた算定式により求めた換算値を測定値とみなし、管理濃度に相当する値を1として管理区分の区分を行う。
- 3 測定値が管理濃度の10分の1に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の10分の1を当該測定点における測定値とみなして、管理区分の区分を行うことができる。
- 4 2種類以上の特定化学物質を取り扱う単位作業場所にあつては、測定点ごとにそれぞれの物質についての測定値を用いて、それぞれの物質に係る管理区分の区分を行う。
- 5 A測定の第2評価値が管理濃度以下であり、かつ、B測定の測定値が管理濃度の1.0倍以上1.5倍以下である場合は、第2管理区分に区分される。

問 1 3 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 4 m をこえる高さにある空間を除き、労働者 1 人について、10 m³ 以上としなければならない。
- 2 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6 月以内ごとに 1 回、定期に、点検しなければならない。
- 3 事業者は、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する作業場においては、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由があるときを除き、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。
- 4 事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を、6 月以内ごとに 1 回、定期に、統一的に行わなければならない。
- 5 事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、原則として、精密な作業の場合には 200 ルクス以上、普通の作業の場合には 100 ルクス以上としなければならない。

問 1 4 特定化学物質障害予防規則等に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 特定化学物質は、第 1 類物質、第 2 類物質及び第 3 類物質に分類される。
- 2 第 2 類物質は、特定第 2 類物質、管理第 2 類物質及びオーラミン等に分類される。
- 3 オーラミン等には、オーラミン及びマゼンタがある。
- 4 特別管理物質とは、塩素化ビフェニル以外の第 1 類物質をいう。
- 5 第 3 類物質を製造し又は取り扱う設備で、移動式以外のものは、特定化学設備に該当する。

問 1 5 次の①から⑤までの有機溶剤のうち、有機溶剤中毒予防規則に定める第 1 種有機溶剤等のみの組合せは、下のうちどれか。

- ① 二硫化炭素
- ② アセトン
- ③ スチレン
- ④ トリクロルエチレン

- 1 ① ②
- 2 ① ③
- 3 ② ④
- 4 ③ ⑤
- 5 ④ ⑤

問 1 6 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が 3 月間につき 1.3 mSv を超えるおそれのある区域は、管理区域として標識により明示しなければならない。
- 2 男性の放射線業務従事者の受ける実効線量は、5 年間につき 200 mSv を超えず、かつ、1 年間につき 100 mSv を超えないようにしなければならない。
- 3 女性の放射線業務従事者で妊娠する可能性があり、かつ、妊娠していないと診断された者の受ける実効線量は、3 月間につき 5 mSv を超えないようにしなければならない。
- 4 放射線業務従事者の受ける等価線量のうち、眼の水晶体に受けるものについては、1 年間につき 150 mSv を超えないようにしなければならない。
- 5 妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の腹部表面に受ける等価線量は、妊娠と診断されたときから出産までの間につき 2 mSv を超えないようにしなければならない。

問 1 7 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、設備による注水又は注油を行う場合の適用除外はないものとする。

- 1 法令に基づき特定粉じん発生源に設けた局所排気装置については、原則として、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行い、検査年月日、検査の結果等を記録して、3年間保存しなければならない。
- 2 常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、法定の項目についての特別教育を行わなければならない。
- 3 土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業が常時行われる屋内作業場について粉じん濃度の測定を行うときは、原則として、当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。
- 4 法令に基づき設置する除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、サイクロンによる除じん方式、スクラバによる除じん方式又はこれらと同等以上の性能を有する除じん方式のものとしなければならない。
- 5 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、原則として、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。

問 1 8 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、室における一酸化炭素の含有率(1気圧、25とした場合の空気中に占める一酸化炭素の容積の割合)を 50 ppm 以下としなければならない。
- 2 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が 17 以上 28 以下になるように努めなければならない。
- 3 事業者は、空気調和設備により流入する空気による室の気流を 0.5 m/s 以下としなければならない。
- 4 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空気中のホルムアルデヒドの量(1気圧、25とした場合の空気 1 m³ 中に含まれるホルムアルデヒドの量)を 0.1 mg 以下としなければならない。
- 5 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室に供給される空気中の二酸化炭素の含有率(1気圧、25とした場合の空気中に占める二酸化炭素の容積の割合)を 5000 ppm 以下としなければならない。

問 1 9 労働安全衛生法に基づく石綿等に対する規制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、石綿等を取り扱う屋内作業場について、6月以内ごとに1回、定期的に、石綿の空気中における濃度を測定し、その結果等を記録し、これを40年間保存しなければならない。
- 2 事業者は、石綿等を取り扱う作業については、試験研究のため取り扱う場合を除き、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。
- 3 事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設けた局所排気装置については、原則として、1年以内ごとに1回、法定の事項について定期自主検査を行い、その結果等を記録し、3年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において、常時石綿等を取り扱う作業に従事した労働者については、1月を超えない期間ごとに、従事した作業の概要、当該作業に従事した期間等を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとされている。
- 5 事業者は、石綿等を常時取り扱う作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎週1回以上、掃除を行わなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺管理区分が管理4と決定された者及び合併症にかかっていると認められる者は、療養を要する。
- 2 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理2又は管理3である者については、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1である者については、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 合併症とは、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に係るじん肺と合併した肺結核、原発性肺がんなどの疾病をいう。
- 5 事業者は、じん肺健康診断に関する記録を、5年間保存しなければならない。